



## 教育委員會について

人體本動術上標

秋穂町弘報

教育委員會は今まで都道府縣や市町村で組織され、その権限をもつての事務や将来法規の施行等を執行する。教育委員會で行う主な事務は、  
一、公立学校等の教育行政の監督と指導である。  
二、教育の施設の整備と運営である。  
三、教科用圖書の収集と取扱いである。  
四、その採擇ができる。  
五、公立学校長及び教員の任命給與に関する人事権をもつてゐる。

委員は教育行政を担当します必ずしも教育専門家とは限りません委員は地方住民の代表として地方教育の在り方について根本方策を建てるものであつて実際に教育行政事務を執行するに當つては教育行政の専門家である教育長をしてこれに當たることになつております従つて官委員は高い人格深い視野とぐれた見識能力をもつた一般市民であることが望ましいとさへいります

まことに、播種は绝对にさけるべき事が、塘主が良い連作は塘主が悪い連作と見てゐる。三月下旬より四月上旬播種するが、冬季耕種し更に春再耕して草木を除いて石砾を除き地面を平にする床中である。尺五寸床の高さは七、八寸とし、溝渠地では排水溝を設ける。播種量は坪當り六匁と一合で無風の日を選び、等々に播付け板片で軽くおさえ土を被せる。覆土は見え隠れの程度に鉢を用いて行い、粗粒を撒布する覆土が終ると、行いの粗粒を撒布する覆土が終ると、

山林用樹苗養成事業補助要領に  
より山行苗養成事業經費の十分  
の三以内の補助がある但し一社  
以下であれば地區山林種苗生産  
組合に於て一括申請する。尙ほ  
福は林業技術員に問合せられ  
よう

二七、九 林業經營指導員



二、教育行政の民主化  
三、教育行政の地方分權  
にありますそこで地方の實情に即した教育行政が確立せられ新民の自覚行からも確立し地方の教育の如何によつて地方の教育が行はれるようになります  
二、教育委員會の種類  
教育委員會とは都道府縣教育委員會と市町村教育委員會とがあります。この場合特に數ヶ町村で、事務組合をつくり一つの委員會をつくることも認められますが、委員會は相互に下の關係はなく獨立したものであります

曾　　市　　町　　村　　大　　字　　都　　町　　委　　委　　委　　委

國は教育行政を担当しますが、必ずしも教育専門家とは異なりまして、地方教育の実務者として地方教育の在り方にについて本方策を述べるものであつて、實際に教育行政事務を執行する當つては教育行政の専門家であります。教員長をしてこれに當てるとなつてあります。それで、委員は高い人格頗る眞面目とされた識見能力をもつた一般住民であることが望ましいとされ、教育委員として持つべき資

壤土が良い連作は絶対にさけること  
三月、播種  
冬季耕翻し更に春耕して草木石砾を除き地面を平にする床巾は三尺床間一尺五寸床の高さは七、八寸とし溝溝地では排水溝を設ける  
播種量は坪當り六匁と一合で無風の日を選び平等に播付け板片で軽くおさえ土を被せる。覆土は見え見えの程度に跡を用いて行い粗粒を撒布する覆土が絶れ

山林用樹苗養成事業費補助要領に  
より山行苗養成事業費の十分  
の三以内の補助がある但し一競  
以下であれば地區山林種苗生産組  
合に於て一括申請する。尙詳  
細は林業技術員に問合せられる  
よう

教育委員會

當町に於ても七月五日に教育委員の公選が直面されますがが色々と反対の意見もありましたが委員會の國會解散により現行教育委員會法の施行となりました。しかし法律は既に存するのでそれを遵守して義務教育の運営管理は町自らこれに當らなければなりません故に町から出される委員会は町民自体によつてよりよく育て上げなければなりません。では教育委員会とはどんな組織かを述べて見ますと次の通りになります。

一、教育委員會設置の趣旨  
教育が民主化するため教育委員會法が昭和二十三年七月十五日に公布され全年十一月一日に「道府」と五大市に設置されました。これが来る十一月一日には全國すべての町村にも設置されることになりますと設置されることを約します。

二、教育行政の民主化  
三、教育行政の地方分權  
教育の自主権保有

にありますそこで地方の實情に即した教育行政が確立せられ教育の一般行政からも獨立し地方民の自己実現の如何によつて望みどおりの教育が行はれるようになります。

二、教育委員會の種類  
教育委員會は都道府縣教育委員會と市町村教育委員會とがあります。この場合特に數ヶ町村七都八縣に於ける事務組合をつくり一つであります。この委員會をつくることを認められますが委員會は相互に上下の關係はなく獨立したものであります。

國は教育行政を担当しますが、必ずしも教育専門家とは異なりまして、地方教育の実務者として地方教育の在り方にについて本方策を述べるものであつて、實際に教育行政事務を執行する當つては教育行政の専門家であります。教員長をしてこれに當てるとなつてあります。それで、委員は高い人格頗る眞面目とされた識見能力をもつた一般住民であることが望ましいとされ、教育委員として持つべき資

壤土が良い連作は絶対にさけること  
三月、播種  
冬季耕翻し更に春耕して草木石砾を除き地面を平にする床巾は三尺床間一尺五寸床の高さは七、八寸とし溝溝地では排水溝を設ける  
播種量は坪當り六匁と一合で無風の日を選び平等に播付け板片で軽くおさえ土を被せる。覆土は見え見えの程度に跡を用いて行い粗粒を撒布する覆土が絶れ

山林用樹苗養成事業費補助要領に  
より山行苗養成事業費の十分  
の三以内の補助がある但し一競  
以下であれば地區山林種苗生産組  
合に於て一括申請する。尙詳  
細は林業技術員に問合せられる  
よう

ヤシヤブシ

八、肥料の買ひ方と施用法  
 九、麦類の病虫害と穀子消毒法  
 十、麥類の肥培管理  
 十一、柑橘園の開設と栽培法  
 十二、乳牛の飼い方と飼料  
 一月  
 一、家族の生活と家庭管理  
 二、農繁期の食事（實習）  
 三、菜養及食品  
 四、季節料理（秋）（實習）

紙上を借りまして一應掲載に  
知らせ致します。

紙上を借りまして一應掲載に  
知らせ致します。

五、献立と調理の合理化	八、お正生生活の改善	十一、社員会
九、住居と調理場の改善	七、家庭での加工品	十二、会員登録制度
一、漬物の漬け方	八、商品知識と道徳教育	三、育児について
四、消化器疾患と食品衛生	九、性別と多數決制度	五、選舉と多數決制度
五、新憲法	六、世論と宣傳	六、國民と政治
六、社會の仕組み	七、人口問題と貿易	七、經濟安定と生活の向上
七、家庭計と財政	八、家庭生活と家族制度	八、經濟安定と生活の向上
八、結婚と男女同権	九、社會制度と社會生活	九、社會制度と社會生活
九、社會問題	十、失業と犯罪	十、失業と犯罪
十、文化と教養	十一、労働問題	十一、労働問題
十一、科學と生活	十二、社會制度と社會生活	十二、社會制度と社會生活
十二、新體育の問題	十三、社會問題	十三、社會問題
十三、國際關係と國際連合	十四、失業と犯罪	十四、失業と犯罪
十四、日本と國際的地位	十五、文化と教養	十五、文化と教養
十五、一般公開講座について	十六、科學と生活	十六、科學と生活
十六、秋のスポーツのシーズンについて	十七、新體育の問題	十七、新體育の問題
十七、恒例の町民体育大会開催の問題	十八、國際關係と國際連合	十八、國際關係と國際連合
十八、保健部と致しましては明春二月から若くして青年開催大會と合しまして行ふ予定で御ざいますので御不審の向う	十九、日本と國際的地位	十九、日本と國際的地位
十九、一般公開講座について	二十、秋のスポーツのシーズンについて	二十、秋のスポーツのシーズンについて
二十、秋のスポーツのシーズンについて	二十一、日本と國際的地位	二十一、日本と國際的地位
二十一、日本と國際的地位	以上一般公開講座について大成	以上一般公開講座について大成
以上一般公開講座について大成	お知らせ致しました	お知らせ致しました

## 公明選舉

秋穂町  
秋穂町選舉管理委員會  
秋穂町公民館